

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 15日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20720168

研究課題名（和文） 日本近世における宗教をめぐる通念の形成と変容

研究課題名（英文） Formation and transformation of the socially-accepted notion concerning religion in Tokugawa Japan

研究代表者

朴澤 直秀（HOZAWA NAOHIDE）

岐阜大学・准教授

研究者番号：70377696

研究成果の概要（和文）：本研究では、特に18世紀以降の状況について、下記のような成果を上げた。①一家一寺制（一家内の成員が、全て同一の寺院の檀那となる制度ないし慣習）を中心に、寺檀制度をめぐる通念の形成・変容過程につき明らかにした。②広く流布した「宗門檀那請合之掟」などとして知られる著名な偽法令や、それにしばしば付随して流布した「諸寺院条目」について、テキストの系統や、流布の様相などについて明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The main results from the study, especially regarding the situation since the 18th century, are as follows: (1) The course of formation and transformation of the socially-accepted notion concerning Jidan system, especially ikka-ichiji-sei (one household-one temple institution), was clarified. (2) The famous and widely diffused imitation laws such as "Shumon danna ukeai no okite" as well as "Syojiin jyomoku" (which often diffused accompanying the former) were analyzed, clarifying such points as the genealogy of their texts and the situation of their diffusion.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：宗教史、宗教政策、寺檀関係、日本近世史

## 1. 研究開始当初の背景

近年、宗教思想に関する研究と、実態分析との乖離状況を克服するような動向、（身分論や国家史研究に関わる）多様な宗教者集団に関する研究、などが進展を見せている。

その一方で、幕藩権力の（とりわけ仏教に関する）宗教政策をめぐる研究については、近年、通説的な研究を塗り替える成果に乏し

く、またその通説的な研究は、研究代表者がこれまで明らかにしてきたように、とくに実証面につき再検討の余地が大きい。

さらに、幕藩権力の宗教政策や、それに関する通念をめぐる問題は、従来主として幕藩制の確立との関連で把握されてきた。だが近年の宗教者編成をめぐる研究の進展などにも鑑み、幕藩制の動揺・解体との関連をも明

らかにしていく必要があると考える。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本近世の宗教に関する個別研究の成果を総合化し、包括的・通時的展望を図るための論点を提起すべく、近世における宗教をめぐる通念の形成と変容とについて、下記の方法により検討を行うものである。

## 3. 研究の方法

(1) 宗教をめぐる通念の形成過程における、地域社会・宗教者・諸教団・幕藩権力などの相互間の情報流通・伝達の具体相を解明する

(2) 社会における宗教をめぐる観念・通念の具体的なありかた、形成のされ方を解明する。

(3) 教団構造や、宗教施設と地域社会との関係をめぐる構造分析的研究を行う。

(4) 以上の三種のアプローチにつき、(1)(2)を中心に適宜(3)を加味し、有機的に関連させつつ研究を進める。

## 4. 研究成果

(1) 寺檀関係、とりわけ一家一寺制や、離檀をめぐる通念について、法令・判例との関係、さらにはその背後にある社会情勢や情報流通のありかたとの関連に留意しつつ、その形成ないし変容の過程について事実確認および分析を進めた。具体的には、以下の通りである。

① 加賀藩における改宗・寺替法令について、その発令経緯や意図、影響などについて明らかにした。

同法令は、かつて、加賀藩が小農を維持・固定化せしめるために、一家一寺制を進める意図で布令した、とされたものである。しかし、関係史料を博搜・分析した結果、以下のようなことを明らかにした。

同法令は、宝永・正徳年間に、金沢周辺の曹洞宗の寺院組織が加賀藩寺社奉行所に、妻子の改宗を規制するよう願い出たことにより、発令されたものである。その後も妻子の宗旨をめぐる争論がしばしば起きた。曹洞宗寺院組織は、一家一寺制の徹底を求め、執拗に運動するが、加賀藩側はそれに対して受動的な態度であった。また、この曹洞宗寺院組織の(日蓮宗や恐らく真宗に対抗した)運動においては、第一に大檀那としての武士が念頭におかれていたとみられる。

真宗寺院については、一家一寺制の徹底をめぐる両様の態度がみられた。改宗・寺替法令は、繰り返し発令されることになるが、

それは一家一寺制を徹底せしめる意図によるのではなく、寺院組織の運動や、寺檀争論・寺院間争論の頻発を背景としたものとみられる。

② 幕府代官などにより局所的に一家一寺制法令が布令されるようになっていく状況・事情、背後に想定される情報流通や在地の動向との相互関係などについて検討し、以下のようなことを明らかにした。

一家一寺制は、基本的には法制化されず、半檀家は問題化されない限りは禁止されない。争論を惹起した場合は、事情を斟酌しつつ裁許される。

しかし、安永末年から天明期にかけて、一揆・打ちこわしの頻発や天明飢饉に至る凶作状況などを背景として、またそれと関連して、恐らく真宗門徒への警戒感に影響され、幕領支配の一方策として一家一寺制法令の布令を企図する代官が現れる。その動きが先例化し、また寺院や在地の動きとも相俟って、その後も局所的に一家一寺制法令が布令される。そしてそのなかに一家一寺制を規範視する文言が含まれるケースも出てくる。だが、慣行としての根強さや、寺院の一部の抵抗などもあり、貫徹はしない。

また、この分析からは寺社政策をめぐる情報の流通の特質の一端を垣間見ることができた。さらにここから、狭義の「宗教政策」とは異なる次元で決定された法令や判例が、宗教をめぐる通念に繋がる、という局面があることを指摘することができる。

(2) 「宗門寺檀那請合之掟」「宗門檀那請合之掟」「東照宮御条目」などとして流布している、従来漠然と寺院・教団に有利な偽文書としてよく知られてはきたが本格的な検討がなされてこなかった寺院関係の偽法令(以下「請合之掟」)について、筆写事例などを博搜して、文献学的検討や流布過程に関する検討を加えた。

そして、今後、膨大に存在する個々の写本を検討する際に軸となる基礎的事実を提示した。すなわち、

① 「請合之掟」のテキストには幾つかの系統がある(そのうえで、どの系統が基本形とみられるかという点も考察した)。

② 基本的には起請文形式だが、著名な『徳川禁令考』所載のもののように罰文を欠くものもある。

といったことを明らかにした。

さらに、「請合之掟」の流布形態や、幕府周辺への混入事例などについて検討し、寺檀制度に関する通念の変容との相互関係について考察を加えた。すなわち、

③「請合之掟」の成立については不詳である。しかし、管見の限りにおいて、明和年間には確実に存在しており、天明年間にはテキストの系統の分化がみられる。そして寛政年間以降、連綿と諸系統が書写され、流布し続けている。

④従来漠然といわれてきたような、諸教団が「請合之掟」を積極的に流布させる、ないしは幕府がそこに関与している、などといった事態は認めがたい。教団内で「請合之掟」が流布させられている事例は存在するが、稀である。諸寺院への流布は近世後期に連綿と続いている。また各宗派において、複数の系統のテキストが伝わっている。

⑤「請合之掟」は、上述の流布状況とも相俟って、寺院・教団により必ずしも積極的に活用されてはいなかったが、檀那に提示されている事例はある。一方、地方文書の中に含まれている事例も多いが、そのなかには法令としてではなく、興味の対象として筆写されたものも多かったとみられる。

⑥「請合之掟」は、広く流通するなかで、幕府の周辺にも混入していく。幕府側は、安永年間の段階では「請合之掟」が法令として発令されたことを否定していた。しかしその後は、明確に否定していないように思われる事例もみられる。通念の変容と相俟って、その到達点が近代にいたっての『徳川禁令考』への混入ということになるだろう。といったことを明らかにした。

また、「請合之掟」はしばしば他の「法令」などと併載されて伝わる場合が多い。そのなかでも特に、いわゆる「諸寺院条目」などとして知られる偽法令につき、

⑦「諸寺院条目」には二系統のテキストがあり、「請合之掟」の諸テキストと一定の対応関係があること、

⑧使用された文言からみて、曹洞宗との関連が想定できること。  
を指摘した。

これら「請合之掟」「諸寺院条目」については、公表した成果をもとに、さらに事例の博搜、分析の深化を試みつつある。

(3)下越後の与板を事例に、小城下町の展開過程と宗教的要素との関係につき、周辺に展開する宗教施設や町内の寺檀関係などにも目を配りつつ考察を加えた。そして、以下のようなことを指摘した。

城下町への宗教的要素の集中、という観点からみれば、その指向はみられるが、祈禱・宗判の両面において、周辺に散在する寺院によって補完されていた。また、宗教的要素が、近世の与板の都市構造に規定を与えていたとみることは困難であって、むしろ宗教施設の展開・移動過程から、城下町の発展の様相

を逆に看取することができる。

(4)関東ではあるが例外的に一定度の真宗教団の展開をみる相模国三浦郡について、以下のような検討を行った。まず地域レベルでの、近世教団の形成に伴う寺院組織の変容について考察を加えた（これは近世的教団をめぐる通念の問題と関わる）。また、(真宗・日蓮宗の一定度の展開のもとでの)高野聖の廻檀への反応や、神社支配をめぐる真言宗寺院と神職とのせめぎ合いなどからみえる、さまざまな信仰や宗教者の競合・共存状況について考察した。これについては自治体史の執筆に反映させた。

(5)新義真言宗教団における「取上寺」制度について具体的にその展開を解明した。そして、「無住契約」や「移転寺」制度を含め、地域的教団組織と全国的教団組織との関係、その展開について分析した。その際、幕府における寺社政策に関する情報整備との関係にも目配りした。また、「取上寺」や「永移転寺」といった、全国的な教団組織のもとでの寺院管理と、新義真言宗教団における内部階層性の希薄さとの間に関係があるのではないかと推測した。

(6)畿内近国の幕領を対象として行われた延宝検地に対する、中小寺社領主の対応に関し、近江国の事例について、史料調査に基づいて史料紹介を行った。

(7)その他、修験と僧侶との競合関係などをめぐる史料について、(1)の情報流通とも関連させつつ調査を進めた。また、地域社会と、制度面からみると特殊な様相をみせる宗教施設や、それを媒介とした宗教者との関係などにつき、調査を進めた。これらに関しては、既述の調査研究の発展と結びつけつつ、さらに研究を継続していきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

① 朴澤直秀、「寺檀制度に関する通念の形成——一家一寺制法令再論——」、『日本仏教総合研究』、査読有、8、2010年、73-89

② 朴澤直秀、「近世における寺院関係偽法令の流布をめぐって」、『東京大学日本史学研究室紀要』、査読無、別冊「近世政治史論叢」、2010年、235-257

[学会発表] (計2件)

① 朴澤直秀、「寺檀制度に関する通念の形成」、日本仏教総合研究学会第8回大会、2009

年 12 月 13 日、京都府立大学

〔図書〕(計 4 件)

①智山勸学会(編)、青史出版、『近世の仏教—新義真言を中心として—』、2011 年、209-236

②伊藤毅・吉田伸之(編)、東京大学出版会、『伝統都市』1 イデア、2010 年、275-290

③井上智勝・高埜利彦(編)、吉川弘文館、『近世の宗教と社会』2 「国家権力と宗教」、2008 年、26-51

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

なし。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

朴澤 直秀 (HOUZAWA NAOHIDE)

岐阜大学・地域科学部・准教授

研究者番号: 70377696

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号: